

科 目 名
<b>教育制度論</b>
<b>Theory of Educational Systems</b>

1年 後期 2単位 選択

柿 塚 純 男

## 概 要

教育制度の基本法として教育基本法があり、これを基に教育関係法が体系化されている。その中で、学校制度に関しては学校教育法がある。更に、その学校教育をサポートするため地教行法や標準法がある。教師論を加味すると、地公法があり、特に特例法としての教特法がある。それらの法規を踏まえて学校制度を考える必要がある。学校制度は、近代的な学校としては明治時代に登場するが、特に戦後教育の初期に、国民教育の知的レベルの水準の維持向上のため、より制度化されたものである。学校は公の性質をもつものであり、法令に則って行われる学校教育は、国民全体のためなさねばならない。学校が公教育としての使命を果たすためには、学校運営の基盤に法的な根拠が求められる。そこを起点として、本講義を構成する。

## 目 標

学校教育に関する法令を基に、現在の学校教育制度に至る歩みをたどり、今求められている学校の在り方等についての理解を図る。

## 授業計画

### テー マ

- (1) 学校制度とは…。
- (2) 旧教育基本法と現教育基本法からみる期待される学校
- (3) 国民が期待する児童生徒像
- (4) 国民が期待する教育と教師論
- (5) 家庭教育論
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- (7) 地公法の特例法である教特法からみる教師論
- (8) 学校教育法からみる児童生徒への教育期待論
- (9) 教育課程編成①（学習指導要領とカリキュラム）
- (10) 教育課程編成②（学習指導要領とカリキュラム）
- (11) フィンランドの学校制度①
- (12) フィンランドの学校制度②
- (13) 地域に根ざす学校経営①保護者が期待する学校論
- (14) 地域に根ざす学校経営②保護者が期待する学校論
- (15) 定期試験

### 内 容

- ・学校の制度の歴史を知り、学校の意義、役割を考える。
- ・新旧の教育基本法を比較して、学校制度を考える。
- ・データ等を基に、今求められる児童生徒像を考える。
- ・データ等を基に、今求められる指導者像を考える。更に地公法、教特法に触れる。
- ・教育基本法の条文を基に家庭教育の重要性について考える。
- ・国、都道府県、市区町村の関係、役割について考える。
- ・教職員の研修の意義と学校教育の質の向上について考える。
- ・学校が果たすべき役割について考える。
- ・学習指導要領の変遷の歴史をたどる。
- ・新学習指導要領の改訂の趣旨等を理解する。
- ・PISA 調査からフィンランドの教育及び学校制度を考える。
- ・保護者が期待する学校、地域に根ざす学校経営とはどういうものか考える。更に、特別支援教育制度にも言及する。
- ・コミュニティスクールと学校評価制度、今期待される学校像を探る。

## 授業方法

授業は、講義を中心に進め、必要に応じて演習・ディベート等で展開予定。

## 学習到達度の評価

- (1) 適宜、小レポートを課し、学習の到達度を評価する。
- (2) 授業中のフェイス トゥ フェイス、並びに、学びの姿勢で評価。

## 評価方法

皆出席を前提に、授業中のレポート並びに試験で総合評価。

## 教 材

参考書は負担にならない範囲で適宜紹介・購入出来る限りプリントを用意する。